

医師以外の医療従事者による業務範囲を超えた医療行為について

市立海浜病院において、医師以外の医療従事者による業務範囲を超えた医療行為が発生しましたので、お知らせします。

1 事案の概要

令和3年7月、市立海浜病院において、手術中に医師の指導下で臨床工学技士に皮膚の縫合行為の一部を行わせた事案が発生した。令和4年1月に事案が発覚後、速やかに事実確認を行い、当事者に関しては処分を行った。

なお、本事案による患者への身体的な影響はなく、また、患者本人へ説明・陳謝し、ご理解をいただいている。

<経過の概要>

令和3年7月中旬	本件手術実施
令和4年1月26日	市長への手紙により本事案を了知
2月1日	状況確認会議を開催
2月22日	外部の有識者を交えて医療事故検討委員会（倫理委員会を兼ねる）を開催
3月8日	患者への説明・謝罪
4月28日	当事者への処分実施（患者に再度説明・謝罪）

2 再発防止の取り組み

医師以外の医療従事者が業務範囲を超えて医療行為を行ったという本事案を重く受け止め、病院全体で改善と再発防止に向けて以下のような取り組みを進めている。

(1) 医師法、保健師助産師看護師法のほか、臨床検査技師・放射線技師・臨床工学技士等の業を定める法律及び「医の倫理」について周知・徹底するための研修の実施

ア 開催日程 5月～10月 毎月1回

イ 研修内容

- ・報告・相談窓口（上司、医療安全室）に関すること
- ・法の解釈に関すること
- ・「医の倫理」及び倫理的感受性の醸成に関すること

(2) 組織・チームにおける職員の心理的安全性の担保・構築に関する研修・活動

ア 心理的安全性の構築のための諸活動

- ・チーム医療活動の推進
- ・ポジティブインシデント報告活動の深化

イ 個人情報の保護と公益通報制度の浸透

- ・守秘義務違反について
- ・公益通報制度（通報窓口、通報者に不利益がないよう保証・配慮されること）